

裁 決 書

審査請求人 X

不作為庁 葛飾区福祉事務所長

審査請求人が令和5年8月3日付け及び同月17日付けで提起した葛飾区福祉事務所長（以下「不作為庁」という。）に対する不作為に係る各審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件各審査請求をいずれも却下する。

事案の概要

- 1 令和3年7月31日、不作為庁は、審査請求人から、同人の母のY（以下「請求人母」という。）及び審査請求人の弟のZを同一世帯員とする生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の申請を受け、同日付で保護を開始した。なお、審査請求人の障害者加算について、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。）別表第1第2章2(2)イ在宅の額を支給することを決定した。
- 2 令和5年7月21日、不作為庁は、法による保護について、同年8月1日を保護変更年月日とし、審査請求人の障害者加算につき告示別表第1第2章2(2)イ在宅の額を同ア在

宅の額に変更し、かつ新たに重度障害者加算に係る告示別表第1第2章2(3)の額を支給することをそれぞれ決定し、請求人母宛に通知した（5葛福決第46288号）。

- 3 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年7月24日、「住宅修繕に必要な相当額を支給せよ」等と記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書①」という。）をファクシミリで送信した。
- 4 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年7月26日、「重度障害者加算及び障害者加算につき、昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知第7-2-(2)(ウ)に基づき支給事由が生じた日から日割り支給せよ」等と記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書②」という。）をファクシミリで送信した。
- 5 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年8月1日、「請求の趣旨」欄に下記の内容が記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書③」という。）をファクシミリで送信した。

記

「請求人母につき、

ア 審査請求人に係るAにおける診察（令和5年8月7日分）についてタクシー移送にかかる費用片道5000円相当を現物給付で給付せよ（以下「本件申請書③ア」という。）。

イ 請求人母に係るBにおける診察（令和5年8月14日分）についてタクシー移送にかかる費用片道15000円相当を現物給付で給付せよ（以下「本件申請書③イ」という。）。

ウ 請求人母に係るCにおける診察（令和5年8月3日及び18日分）についてタクシー移送にかかる費用往復22000円相当を現物給付で給付せよ。（以下「本件申請書③ウ」という。）」

- 6 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年8月2日、「請求の趣旨」欄に下記の内容が記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書④」という。）をファクシミリで送信した。

「請求人母につき、

ア 審査請求人に係るAにおける申請日以降の各診察について

タクシー移送にかかる費用往復10000円相当を現物給付で給付せよ（以下「本件申

請書④ア」という。)

イ 請求人母に係るBにおける申請日以降の各診察についてタクシー移送にかかる費用往復30000円相当を現物給付で給付せよ（以下「本件申請書④イ」という。)

ウ 請求人母に係るCにおける申請日以降の各診察についてタクシー移送にかかる費用往復22000円相当を現物給付で給付せよ（以下「本件申請書④ウ」という。)

- 7 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年8月14日、「請求人母につき、診断書を取得するため検診命令を発出せよ」等と記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書⑤」という。）をファクシミリで送信した。
- 8 審査請求人は、令和5年8月3日付で、同人が不作為庁に対してした本件申請書①乃至④に係る申請につき、不作為庁は何らかの処分をせよとの裁決を求めて審査請求を提起した（以下「本件審査請求1」という。)
- 9 不作為庁は、令和5年8月7日、本件申請書③及び④のうち、本件申請書③ア及び本件申請書④アに係る申請について、申請を却下することを決定し、請求人母宛て通知した（5葛福東第5380号）。
- 10 請求人母は、令和5年8月15日、本件申請書③イ及び同ウのうち請求人母の令和5年8月3日のCにおける診察に係るタクシー移送に係る費用の申請について、同人の通院後に改めて保護申請を行い、タクシー移送に係る領収書を不作為庁に提出した。
- 11 不作為庁は、令和5年8月15日、請求人母による10の申請を受け、移送費（医療扶助）として支給を決定し、請求人母に通知した（5葛福決第54995号）。
- 12 審査請求人は令和5年8月17日付で、同人が不作為庁に対してした本件申請書⑤に係る申請につき、不作為庁は何らかの処分をせよとの裁決を求めて審査請求を提起した（以下「本件審査請求2」といい、本件審査請求1と合わせて「本件各審査請求」という。)
- 13 請求人母は、令和5年8月20日、本件申請書③ウのうち請求人母の令和5年8月18日のCにおける診察に係るタクシー移送に係る費用の申請について、同人の通院後に改めて保護申請を行い、タクシー移送に係る領収書を不作為庁に提出した。
- 14 不作為庁は、令和5年8月21日、請求人母による13の申請を受け、移送費（医療扶助）

として支給を決定し、請求人母に通知した（5葛福決第59069号）。

- 15 審理員は、令和5年8月24日、行政不服審査法第39条の規定により、本件審査請求1及び本件審査請求2に係る審理手続を併合した。
- 16 不作為庁は、令和5年9月29日付で、本件申請書①に係る申請について、家屋の補修の規模が社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度か否か確認できないことを理由に、申請を却下することを決定し、請求人母に通知した（5葛飾福東第297号）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件申請書①乃至⑤に係る申請につき、相当な期間が経過しても未だ処分がなされない。

本件申請書⑤に係る申請につき、自発的な処分の実施を期待できない。

そこで、不作為庁は本件申請書①乃至⑤に係る申請につき、何らかの処分をせよとの裁決を求める。

本件申請書⑤に係る申請は診断書に関し一時扶助を求めるものであり、検診命令そのものを求めるものではない。

行政庁は申請を否定するが、「不適法な申請であっても行政庁には応答義務があるから本訴訟は認容される」（岡口基一 要件事実マニュアル4 第6版）のであるから、不作為庁の不作為が違法であることは論を待たない。

不作為庁の不作為が解消され、却下裁決となる場合でも、違法であるか否かの検討を求める。

2 不作為庁の主張

(1) 本件申請書①について

不作為庁は、令和5年9月29日付で、本件申請書①に係る申請について、家屋の補修の規模が社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度か否か確認できないことを理由に、申請を却下することを決定し、請求人母宛に郵送で通知した（5葛飾福東第297号）。

したがって本件申請書①に係る不作為は存在しないことから、これに係る審査請求

は却下されるべきである。

(2) 本件申請書②について

不作為庁は、令和5年7月21日、法による保護について、同年8月1日を保護変更年月日とし、審査請求人の障害者加算につき告示別表第1第2章2(2)イ在宅の額を同ア在宅の額に変更し、かつ新たに重度障害者加算に係る告示別表第1第2章2(3)の額を支給することをそれぞれ決定し、請求人母宛に郵送で通知している（5葛福決第46288号）。

なお、生活保護は法第7条において申請により開始するものと定められ、その方法については法24条に定められているところ、審査請求人が保護の開始や変更の時期を指定できる定めは法において特段定められていないことから、審査請求人の本件申請書②は、法に基づく保護申請にはあたらず、これに係る審査請求は却下されるべきである。

(3) 本件申請書③及び④について

不作為庁は、令和5年8月7日、本件申請書③及び④のうち、請求人母が審査請求人の代理で受診する部分（本件申請書③ア及び本件申請書④ア）について要件を満たさないものとして、申請を却下することを決定し、請求人母宛てに郵送で通知した（5葛福東第5380号）。

また不作為庁は、請求人母が自身の治療を目的に受診する部分（本件申請書③イ及び同ウ）については、請求人母の通院後に改めて同人からの保護申請を受け、令和5年8月15日及び同月21日、医療移送費としてそれぞれ支給を決定し、請求人母に郵送で通知した（5葛福決第54995号、5葛福決第59069号）。

なお本件申請書④イ及び同ウの部分については、給付対象となる通院日の記載がされていないことから保護の申請に該当せず、これに係る審査請求は却下されるべきである。

(4) 本件申請書⑤について

本件申請書⑤は、法に基づく申請書の形式を用いてはいるものの、法第28条による検診命令を発出するよう求める内容であるところ、同条の検診命令は、保護の実施機関が要保護者の資産及び健康状態その他の事項を調査するために福祉事務所の指定する医師若しくは歯科医師に検診を受けるべき旨を命ずるものであって、法第

7条及び第24条に基づく生活保護の申請にはあたらないから、これに係る審査請求は却下されるべきである。

理 由

1 本件に関する法令等の定め

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「法令に基づく申請」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）上の「申請」と同義であると解されるところ、同法は「法令」を「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）」（行政手続法第2条第1号）と、「申請」を、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう」（同条第3号）と定義している。

また行政不服審査法第49条第1項は、「不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定している。

2 まず、本件審査請求1において審査請求人が、不作為庁の不作為があると主張する本件申請書①に係る申請についてであるが、不作為庁が、事案の概要16のとおり、令和5年9月29日付けで却下処分を行い、その旨を請求人母に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。よって、当該部分に係る審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

3 次に、本件審査請求書②のうち、「重度障害者加算及び障害者加算につき、昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知第7-2-(2)-(ウ)に基づき支給事由が生じた日から日割り支給せよ」とする部分についてであるが、これは「保護申請書（変更）」

の形式をとっているものの、保護の開始又は変更の時期や日割り支給について被保護者に申請権を認める旨の定めは法令において特段定められておらず、これについて行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに該当しないから、これを法令上の申請に当たると認めることはできない。

実質的にみても、審査請求人の重度障害者加算及び障害者加算については、すでに不作為庁が令和5年7月21日付で、同年8月1日を保護変更年月日とし、審査請求人の障害者加算につき告示別表第1第2章2(2)イ在宅の額を同ア在宅の額に変更し、かつ新たに重度障害者加算に係る告示別表第1第2章2(3)の額を支給することをそれぞれ決定し、請求人母宛に通知しているところであり（5葛福決第46288号保護変更決定通知書）、当該保護変更決定において、加算の開始時期についての判断も示されているのであるから、審査請求人において、加算の開始時期に不服があるのであれば、当該保護変更決定に対し、東京都知事に対して審査請求を行えば足りるのであり（法64条）、別途、加算の開始時期に関して審査請求人の用いる「申請」に対応した形でこれに行政庁が応答しなければならないとする実益は存しない。

なお審査請求人は、「不適法な申請であっても行政庁には応答義務があるから本訴訟は認容される」（岡口基一 要件事実マニュアル4 第6版）のであるから、不作為庁の不作為が違法である旨主張するが、審査請求人が引用する岡口基一『要件事実マニュアル4 第6版』の記載は、不作為の違法確認の訴えに関するものであるところ、同記述は、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令に基づく申請とは必ずしも適式な申請に限ると解すべきではなく、不適式な申請であっても、それが法令によって認められた申請権の行使にあたりと解することができる場合には、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令にもとづく申請があったと解するのが相当であるとする趣旨のものであり（東京地判昭和48年9月10日判例時報734号34頁）、そもそも法令によって認められた申請権の行使にあたらない場合にはあてはまらないというべきである。

したがって、本件審査請求1のうち、本件申請書②に係る部分の審査請求は不適法である。

- 4 次に、本件申請書③及び④のうち、本件申請書③ア及び本件申請書④アに係る申請については、不作為庁が、事案の概要9のとおり、令和5年8月7日付けで却下処分を行い、その旨を請求人母に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存

在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、当該部分に係る審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

- 5 次に、本件申請書③のうち、イ及び同ウに係る申請については、請求人母の通院後に改めて同人からの保護申請を受け、令和5年8月15日及び同月21日、医療移送費としてそれぞれ支給を決定し、請求人母に郵送で通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、当該部分に係る審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

- 6 次に、本件申請書④のうち、イ及び同ウの部分は、請求人母に係る申請日以降の各申請についてタクシー移送に係る費用往復22,000円を現物給付で給付することを求めるものであるところ、法における保護の基準は、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」（法第8条第2項）とされており、申請日以降、保護の現実の必要性にかかわりなく、将来にわたって移送の一時扶助の申請を求める権利を認める定めは法令上認められておらず、これに対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに該当しない。

なお審査請求人は、「不適法な申請であっても行政庁には応答義務があるから本訴訟は認容される」（岡口基一 要件事実マニュアル4 第6版）のであるから、不作為庁の不作為が違法である旨主張するが、審査請求人が引用する岡口基一『要件事実マニュアル4 第6版』の記載は、不作為の違法確認の訴えに関するものであるところ、同記述は、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令に基づく申請とは必ずしも適式な申請に限ると解すべきではなく、不適式な申請であっても、それが法令によって認められた申請権の行使にあたり解することができる場合には、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令にもとづく申請があつたと解するのが相当であるとする趣旨のものであり（東京地判昭和48年9月10日判例時報734号34頁）、そもそも法令によって認められた申請権の行使にあたらない場合にはあてはまらないというべきである。

したがって、本件申請書④のうち、イ及び同ウの部分は、これを法令上の申請に当たると認めることはできず、これに係る審査請求は却下を免れない。

- 8 次に、本件審査請求2において審査請求人が、不作為庁の不作為があると主張する本件申請書⑤に係る部分についてであるが、これは、請求人母につき、診断書を取得するため検診命令を発出せよとするものであるところ（なお審査請求人は、当該申請は診断

書に関し一時扶助を求めるものであり、検診命令そのものを求めるものではない旨主張するが、本件申請書⑤の記載をみる限り、診断書を取得するために検診命令の発出を求めるものであることは明らかである。) 、法28条の定める検診命令は、保護の実施機関が要保護者の資産及び健康状態その他の事項を調査するために福祉事務所の指定する医師若しくは歯科医師に検診を受けるべき旨を命ずるものであって、被保護者に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為には該当せず、また、これに対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものにも該当しない。

なお審査請求人は、「不適法な申請であっても行政庁には応答義務があるから本訴訟は認容される」(岡口基一 要件事実マニュアル4 第6版) のであるから、不作為庁の不作為が違法である旨主張するが、審査請求人が引用する岡口基一『要件事実マニュアル4 第6版』の記載は、不作為の違法確認の訴えに関するものであるところ、同記述は、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令に基づく申請とは必ずしも適式な申請に限ると解すべきではなく、不適式な申請であっても、それが法令によって認められた申請権の行使にあたりと解することができる場合には、不作為の違法確認の訴えの要件としての法令にもとづく申請があつたと解するのが相当であるとする趣旨のものであり(東京地判昭和48年9月10日判例時報734号34頁)、そもそも法令によって認められた申請権の行使にあたらぬ場合にはあてはまらないというべきである。

したがって、本件申請書⑤は法令に基づく申請にはあたらないから、審査請求2は却下を免れない。

3 結論

以上のとおり、本件各審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年1月17日

審査庁 葛飾区長 青木 克徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした不作為が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。